

運転免許センターから 無免許運転防止のための 運転免許証と自動車検査証確認のお願い

平成29年3月12日から道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が施行され、準中型免許制度が導入されました。皆様には、保有する運転免許で運転することができる自動車等の確認をお願いします。

《種別外無免許運転の検挙事例》

例えば、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した方が、準中型自動車や中型自動車を運転した場合には、無免許運転で検挙され、運転免許の取消処分等が行われます。なお、平成25年12月に無免許運転に対する罰則が1年以下の懲役または30万円以下の罰金から3年以下の懲役または50万円以下の罰金に強化されています。

無免許運転となった事例としては、

- **普通免許保有者(平成29年3月12日以降に普通免許を取得)**が、勤務先上司に命じられ、お互い自動車検査証を確認せず普通免許で運転できると誤信し、最大積載量1,250kg、**車両総重量3,730kgの準中型車を無免許運転**した。
- **普通免許保有者(平成29年3月12日以降に普通免許を取得)**が、勤務先の車両を運転する際、2トン車を運転できると誤信し、**最大積載量2,000kg、車両総重量3,490kgの準中型車を無免許運転**した。

といったものが見られ、会社車両等、普段運転していない車両を運転する際に、無免許運転となるケースが多く見られます。

自動車を運転する際や、会社の自動車の運行管理業務に際しては、次の「無免許運転にならないための確認ポイント」を参照の上、

- **運転免許証**

と

- **運転する自動車の自動車検査証の車両総重量や最大積載量等**

を**確認・照合**し、取得している運転免許で運転できる自動車以外の自動車を運転することのないよう十分注意してください。

【無免許運転にならないための確認ポイント】

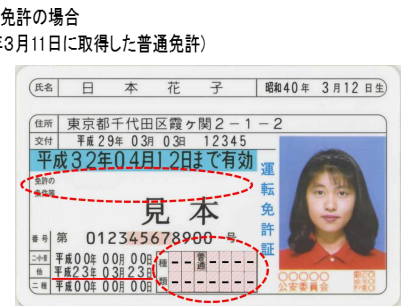
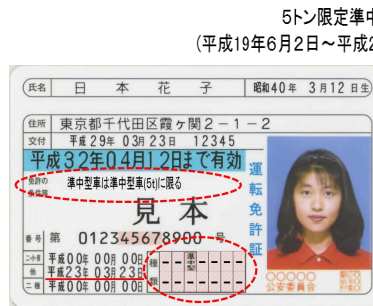
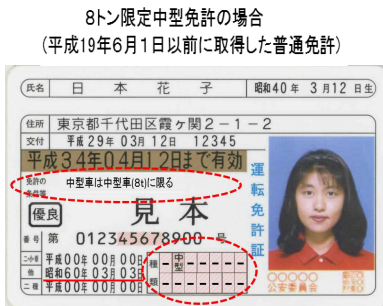
- ① 必ず**運転免許証**と**自動車検査証**を確認し、運転可能な車種であるか確認すること。
- ② 運転可能な車種の判断は、**車両総重量**と**最大積載量**と**乗車定員**の3点であること。
- ③ 8トン限定中型免許や5トン限定準中型免許の免許条件は、**車両総重量**についてのものであり、**最大積載量**や**乗車定員**については別途条件があること。
- ④ 運転免許証の**交付年月日**を確認し、保有する運転免許区分を確認すること。

- ① 自動車検査証の確認
車載されている自動車検査証を確認する。
- ② 車両総重量と最大積載量と乗車定員を確認
(例) 準中型車の場合

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3	500	5490	6155

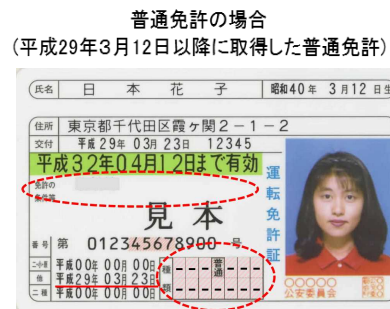
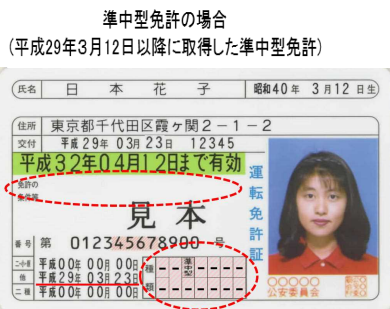


- ③ 保有する運転免許と条件を確認



※平成29年3月12日以降に更新した場合

※平成29年3月12日以降に更新していない場合



- ④ 免許区分ごとの運転可能な車種であるか確認

免許区分	運転可能車種	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許		11t以上	6.5t以上	30人以上
中型免許		11t未満	6.5t未満	11人以上29人以下
8t限定中型免許 (平成19年6月1日以前に取得した普通免許)		8t未満	5t未満	10人以下
準中型免許 (平成29年3月12日以降に取得した準中型免許)		7.5t未満	4.5t未満	
5t限定準中型免許 (平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許)		5t未満	3t未満	
普通免許 (平成29年3月12日以降に取得した普通免許)		3.5t未満	2t未満	